

(別紙)

令和5年度

固定資産（超純水製造装置）の購入

特記仕様書

沖縄県企業局水質管理事務所

総 則

1. 適用

本仕様書は、「令和5年度 固定資産（超純水製造装置）の購入」に適用する。

2. 納入場所

沖縄県企業局 水質管理事務所 理化学試験室

所在地：沖縄県うるま市石川東恩納崎1

3. 納入期限

令和6年3月15日

4. 数量・仕様等

4-1. 数量

超純水製造装置 一式

（既存機器：Milli-Q Integral 3、純水タンク、およびディスペンサの撤去・処分を含む）

4-2. 装置仕様

本装置は、純水精製部、純水貯蔵部、超純水精製部、超純水用ディスペンサ（1台）を含む純水製造装置であり、以下の性能を有すること。

a) 超純水製造装置全体

- ① 電源は AC100V、50/60Hz、15A の接地極付コンセントから使用可能で一つの電源でシステムが稼働すること。

b) 純水精製部

- ① 純水の製造には水道水を供給水として用いること。
- ② 純水の精製処理は「RO 前処理」、「RO 膜（逆浸透膜）」、「EDI（電気再生式イオン交換）またはイオン交換樹脂カートリッジ」、「UV ランプ」を組み込んだものであること。
- ③ 純水の製造量は 10L/h 以上であること。
- ④ 精製した純水は比抵抗 $5\text{M}\Omega\cdot\text{cm}$ 以上であること。

c) 純水貯蔵部

- ① 純水貯蔵部の容量は 50L 以上であること。
- ② 純水貯蔵部からコックまたはディスペンサ等で採水が行えること。
- ③ 純水用タンクには試験室雰囲気により純水が汚染されないための機能を有したエアベントフィルタが装着可能なこと。
- ④ 純水貯蔵部に UV ランプを備える、またはタンク内の純水を純水装置に循環させることでタンク内の細菌増殖を抑制する機能があること。
- ⑤ 採水コック等とは別に、隣の部屋に純水を供給する用の供給口がタンクに備わっていること。

d) 超純水精製部

- ① 超純水の精製には純水製造部で精製された純水を供給水として用いること。
- ② 超純水の精製処理は「UV ランプ」、「イオン交換樹脂」、「最終フィルター」として限外濾過膜 (UF 膜) またはメンブレンフィルタを組み込んだものであること。
- ③ 精製した超純水は比抵抗 $18.2\text{M}\Omega\cdot\text{cm}$ 以上であり、TOC が 5ppb 以下であること。
- ④ 超純水の採水は超純水用ディスペンサから行えること。
- ⑤ 超純水の採水量は最大 2 L/min 以上であること。

e) 周辺装置

- ① ディスペンサはスタンドタイプで、装置から 1.5m 以上離れた場所でも使用が可能であり、採水高さおよび採水量が調節できる機能を有すること。
- ② ディスペンサはディスプレイを有し、超純水は比抵抗と TOC を表示する機能を有すること。
- ③ ディスペンサの操作パネルは防水機能を有していること。
- ④ 漏水検知センサーを有していること。

f) その他付属品

- ① 標準付属品 (メンテナンス道具を含む) の他、1 年間装置の正常な稼働、保守に必要な部品を付属すること。
- ② 現在使用の架台 (幅 1000mm、奥行 700mm、高さ 1000mm 程度) に設置することができ、上段にディスペンサおよびタンクが設置できること。

5. メンテナンス及びサポート

- ① 製造会社による、装置に対する問い合わせ窓口が設置されており、日本語での対応が可能であること。
- ② メンテナンスおよびサポートを行う部署の所在地、連絡先、人数などの詳細を示す資料を提出すること。
- ③ 装置のトラブル発生時は、当局が連絡後3営業日以内に修理等に着手すること。

6. 納入条件

- ① 受注者は、機器の承認関係書類を提出し、発注者の承認を得た上で機器の購入または製造を依頼すること。
- ② 受注者は、メーカーの定める標準的な性能試験結果書を提出すること
- ③ 機器納入の前に設置場所の調査を行い、発注者と協議しておくこと。また、納入行程表を提出すること。
- ④ 保証書および説明書、納品書、引渡書を付属すること。また、説明書は日本語版とし、英語版のものは日本語に翻訳したものをつけること。
- ⑤ 購入後10年の消耗品および部品交換計画書（交換周期表）エクセルデータを提出すること
- ⑥ 機器を使用可能にするために必要な初期消耗品、付属品等は受注者の負担で準備すること。
- ⑦ 機器の搬入・設置、既存の機器の撤去・廃棄は受注者の負担で行うこと。
- ⑧ 超純水製造装置と水栓を接続できるようにし、また、供給水となる水道水の導入は圧力調整器などを用いて適切な圧力で水栓から行えるようにすること。
- ⑨ 装置全体に対して、転倒防止策として架台への固定を行うこと。

7. 安全管理

受注者は、納入に当たり、関係法令や条例等の必要事項を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な処置を講じること。

8. 保証

引き渡し日から1年以内に通常の使用状態において故障および性能低下等の欠陥が生じた場合は、受注者の責任において修理又は代替品への交換等の必要な措置を講じること。

9. 機密の保持

受注者は、機器納入の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。納入完了後においても同様とする。

10. その他

- ① 装置の設置場所について、契約締結後すみやかに現場確認を実施すること。
- ② 納入時に分析、日常メンテナンス、定期メンテナンスの方法に関する現地説明会を実施すること。実施日時は平日の9～12時および13～17時の間とし、発注者と受注者の協議により決定する。また、説明に必要な資料は受注者が紙で3部以上用意すること。

11. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者との協議により決定する。